

小地域福祉活動を楽しむ全国ネットワーク 規約

第 1 条(目的)	本ネットワークは、地域住民が主体となって実践される、小地域を対象とした地域福祉活動に取り組む実践者同士の交流を楽しみ、互いの活動の発展に資することを目的とする。
第 2 条(名称)	本ネットワークは「小地域福祉活動を楽しむ全国ネットワーク(小福ネット)」と称する。
第 3 条(活動)	<p>目標達成のための次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①小地域福祉活動に取り組む実践者の交流会の開催 ②小地域福祉活動に関する情報の収集と提供 ③小地域福祉活動に関する研究 ④小地域福祉活動に関する研修 ⑤小地域福祉活動に関する社会的な提言 ⑥その他目的のために必要な活動
第 4 条(会員)	本ネットワークの会員は、「全国校区・小地域福祉活動サミット」における登壇者、または小地域福祉活動団体・主催団体などに所属する賛同者をもって構成する。
第 5 条(会費)	本ネットワークの会費は、必要に応じて役員会(世話人会)が別に定めるものとする。
第 6 条(役員)	本ネットワークの運営にあたり、役員(世話人)をおく。
第 7 条(代表)	役員(世話人)の互選により代表役員(世話人代表)を選出する。任期は 2 年とする。ただし、再任はさまたげない。
第 8 条(主任研究員)	本ネットワークに、主任研究員をおくことができる。
第 9 条(サミットの開催)	本ネットワークは、年 1 回校区・小地域福祉活動サミットを開催する。
第 10 条(事務局)	事務局は、当分の間、金城学院大学内におく。
第 11 条(会計)	<p>本ネットワークの経費は、寄付金、その他をあてる。</p> <p>会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。</p>
第 12 条	その他この規約に定めのない事項は、代表が別に定める。
付則	<p>本規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>本規約は、平成 28 年 11 月 1 日から一部改正する。</p> <p>本規約は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。</p>